

大和市告示第65号

大和市勤労者生活資金融資制度要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市勤労者生活資金融資制度要綱の一部を改正する要綱

大和市勤労者生活資金融資制度要綱（平成20年大和市告示第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表」を「別表第1」に改める。

第5条中「に3を乗じた額」を「と同額」に改める。

第9条中「（第1号様式）」を削る。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（様式）

第11条 この要綱で使用する様式は、別表第2のとおりとし、その内容は別に定める。

別表融資額の範囲の項中「2,000,000円」を「5,000,000円」に改め、同表融資利率の項中「協議し、毎年4月1日に」を「協議して」に改め、同表償還期間の項中「5年」を「10年」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第9条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市勤労者生活資金融資実績報告書	第9条

第1号様式を削る。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。